

平成19年度 第3回埼玉県NPO懇話会 会議録要旨

平成19年7月6日(金)

10:30~17:00

埼玉会館 3C会議室

出席者

野島委員(座長)、松本委員(副座長)、望月委員、村重委員、安田委員、津久井委員、鷺巣委員、真下委員

活動拠点の在り方について

事務局説明

野島議員

これまでの懇話会の経緯を踏まえ、オフィスプラザを今後どうするのかというテーマと、資料3で示された埼玉県の目指す方向性の2点に焦点を絞って意見を受け、質疑を進める。

望月委員

事務局説明には、オフィスプラザを踏まえた次の展開につながる具体的な取組が見られない。オフィスプラザは廃止すべきでなく、廃止するとしても1年は続けるべき。この1年、実際には今年度も含めた2年のうちに、時間をかけて次のステップを考える必要がある。時間をかけることで、現実的な施策が明らかになるはず。継続的な次の施策を考えなければ、税金の無駄使いである。

NPOの代表として言わせてもらえば、1年続けて次につなげてほしいと思う。

事務局

平成20年度からの事業については、現実的な施策であることを事務局から補足で説明させていただきたい。資料2に示したとおり、来年以降の拠点整備のために民間資金を活用することや、現在すでに動き出している市民活動支援センター機能強化事業の実施により、市町村の設置する支援センターとのネットワーク化を進めるなど、具体的な取組を検討している。

望月委員

平成20年度以降の施策は、オフィスプラザの発展的解消という形であるべき。オフィスプラザのように県営の事務所を貸す時代は終わり、これからは民間資金などを使ってNPOの活動をコーディネートする役割が必要になっているという図式ではないか。

今後は、オフィスプラザのようなハード整備ではなく、より高いハードルを設定してハードからソフトへ施策を転換していくという流れが必要である。そうしないと、平成20年以降の施策とつ

ながっていない。

事務局

資料でうまく表現できていないかもしれないが、望月委員と事務局の考えは一致している。施策のステップアップを図るものである。

鷺巣委員

検討している民間資金を利用した助成は、中間支援団体がオフィスプラザのような施設をつくるときなのか、個々のNPOが拠点を設けるときなのか。

事務局

前述の民間資金は、「まちづくり」という切り口なので、制度設計上はどちらも可能である。できれば、中間支援団体に対する助成を目指していきたい。

望月委員

中間支援団体に対する助成では、個々のNPOは納得しない。「まちづくり」ということであれば、それは違うと思う。

鷺巣委員

オフィスプラザは、県が施設を提供しているからNPOが低価格で入居できるのだが、中間支援団体に対して初期投資に絞った助成のやり方だと、オフィスプラザのような低価格を設定・維持できないと思う。

望月委員

オフィスプラザは財政的に厳しい団体を対象にしていたはず。一方で、民間資金を利用した新しい事業は、財政的に厳しい団体は利用できない。ハードからハードへの事業展開だから、このようなことになる。ハードからソフトへの転換のほうが納得できる。

事務局

ハードからソフトへの転換施策として、支援拠点に関する施策を考えている。オフィスプラザのような拠点をいくつか作ったとしても、公平性の問題は変わらない。オフィスプラザのインキュベーションとしての成果が出たところで、次のステップとして、今後は、市町村の支援拠点のサポートや彩の国サポートセンターや地域創造センターの機能充実を目指していく。

望月委員

様々な条件があると思うが、学校や地域創造センターの一室をNPOに提供するという方法もある。それこそ、発展的に各地域に活動拠点を つくることになり、公平性に対する理屈も通るのではないか。

真下委員

活動拠点が県内1か所という地域的に不公平な現状の解消が、来年以降の施策の出発点である。ただ、県の庁舎には、県税など個人情報扱う機関も入っていてセキュリティ上の問題があり、仮にNPOに提供したとすると、改修費などで経費がかかってしまうので、検討を重ねたが難しい。

野島委員

前回の懇話会で、将来的な活動拠点の在り方として民設民営という話も出たが、県が考える本来の姿というのは、民が民を支えるという方向性なのか。それとも、施設は県が提供するという方向性もしくは中間支援組織が提供するという方向性なのか。

真下委員

家賃補助という形で県が一部担ったとしても、全額の補助はできず、一部の補助となる。民間資金を利用した場合、改装改修を対象にするとまとまった金額になるが、その分を支援すれば、家賃補助を数年し続けるのと変わらない金額となる。

望月委員

オフィスプラザの役割は終わり、県は拠点づくりを市町村に働きかけたりするといった流れのほうがわかりやすい。市町村とNPOとの事業に対して県が助成することと同じ流れで良いと思う。

村重委員

オフィスプラザは成果が挙がり、役割が終わって次の段階に移るという流れは、私は納得できる。

NPO法人数が年々増加している一方で、淘汰もされており、NPOにとっても自助努力が必要とされている時期に入った。

野島委員

中間支援団体や県などが施設を用意して共同オフィスを整備する仕組みでなくても、個々のNPOが集合することが可能なネットワークモデルを作れるのかについて、一点整理しておきたい。

望月委員

共同オフィスのように複数の団体で部屋をシェアするという考え方もある。これは、県が施設を用意するのではなく、個々のNPOがシェアすることで集合する形で、NPO主体であると示すことができる。

松本委員

オフィスプラザは役目を終えたと考えてもよいと思う。1,000を超えるNPO法人があるなかで、公平性の観点から施設の増設は難しい。オフィスプラザ設立当時と環境は変わってきた。また、NPOの活動範囲や、NPO自身が市町村に支援してもらいたいという要望を持っていることを考えると、事務局が説明したような事業に代表されるように、NPOへの支援の主体は県より市町村であり、これを側面で支えることが県の役割となる。

拠点に関するNPOのニーズは、毎日利用したい・会議に利用できればよい・備品ロッカーがあればよいなど様々であり、できるだけ多様にニーズを消化する施策にしたほうがよい。今後NPO

を支えるのは、中間支援団体であり市民という方向に施策を進めていくべきである。

こうしたことを考えても、オフィスプラザの廃止は、NPOにとっても納得できると思う。

望月委員

市町村の役割をもっと引き上げたい。市役所や商工会などと一緒に複数のNPOが申請した案件に対して、県が助成するという方法もある。これにより、より身近な主体がそのNPOを保証する仕組みができあがり、市民活動はもっと広がっていくはず。

村重委員

県がコーディネーターとなって、市町村や民間をもっと活用するかたちで空き店舗活用などの取組に対して助成するなどをするとういのではないか。

野島委員

松本委員から、これまでの議論のおおよそのまとめをしていただいた。NPOを取り巻く環境の変化の中で、公平さの観点から、新たな拠点施設の支援の在り方を考えなければならない。また、全体的に市町村に活動支援の流れが移行してきている。その動きの中で、県の役割も再規定する必要がある。県からの支援の全体の枠組みを見直す中で、その内容をしっかりNPOに説明できるようにしなければならない。これまでの我々の意見を事業に活かしていただきたい。